

装官総第3号
27.10.1
一部改正 装官総第15070号
29.11.9
一部改正 装官総第5085号
令和2年3月31日
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日
最終改正 装官総第11564号
令和5年6月28日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

緊急事態等及び庁内速報事案等が発生した際の速報要領について
(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

緊急事態等及び庁内速報事案等が発生した際の速報要領

1 目的

この通達は、緊急事態等（緊急事態に対する政府の初動体制について（平成15年11月21日閣議決定）における国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件・事故をいう（緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7。以下「事務次官通達」という。）の別紙参照）。以下同じ。）及び緊急事態等に至らない事故・事案（以下「庁内速報事案等」という。）に際し、防衛装備庁における速報の要領について定めることを目的とする。

2 事務次官通達第2項第1号ア関係

本通達において、事務次官通達第2項第1号アにいう「防衛装備庁の施設等機関」には、試験を実施中の試験隊及び及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第31条第3項の規定により防衛装備庁長官の指揮監督を受ける地方防衛局を含み、「防衛装備庁の内部部局」とは、付紙第2に掲げられた担当部署をいう。なお、防衛装備庁の施設等機関は事務次官通達第2項第1号アに定められた速報を行う場合、付紙第2に掲げられた担当部署に対しても速報を行うこととする。

3 事務次官通達第2項第1号イ関係

本通達において、事務次官通達第2項第1号イにいう「内部部局等の担当部署」とは、緊急事態等が発生した際の速報についての細部事項について（官文第11555号。20.10.3）（以下「官房長通知」という。）第4項第1号アからオまで及びキに掲げられた内部部局等の担当部署（以下「庁内担当部署」という。）をいう（付紙第1参照）。

4 緊急事態等における防衛装備庁長官官房総務官付に対する速報

庁内担当部署は、事務次官通達第2項第1号イ及びエの速報を行う際には防衛装備庁長官官房総務官付（以下「長官官房総務官付」という。）に対しても同時に速報を行うこととする。

5 緊急事態等以外の防衛装備庁内の速報要領

緊急事態等以外の防衛装備庁内の速報は、次の要領で行うものとする。

- (1) 事故・事案を認知した防衛装備庁の内部部局、施設等機関及び試験を実施中

の試験隊及び地方防衛局（以下「事故・事案認知機関」という。）は、付紙第3に掲げる緊急事態等に至らない事故・事案（以下「庁内速報事案等」という。）に対応する部署（以下「庁内対応部署」という。）に対して速報を行う。

- (2) 庁内対応部署は、事故・事案認知機関から庁内速報事案等の速報を受けた場合又は自ら庁内速報事案等を認知した場合には、直ちに庁内対応部署の長に対して速報を行う。
- (3) 庁内対応部署の長は、前号の速報を受けた場合には、防衛装備庁長官に対して速報を行う。
- (4) 庁内対応部署は、第2号の速報を行うとともに、長官官房総務官に対して速報を行う。ただし、付紙第3の1(1)から(3)に該当するときは、この限りでない。
- (5) 庁内対応部署は、前号の速報の後、必要に応じて防衛省本省の内部部局又は各幕僚監部に対して速報を行う。

6 報道機関への対応

緊急事態等に係る新聞社、テレビ局等の報道機関から取材（電話等による問合せを含む。）があった場合は、次の要領で対応するものとする。

- (1) 緊急事態等認知機関は、報道機関から取材の申込みを受けた場合は、直ちに長官官房総務官付及び、緊急事態等の場合は庁内担当部署に、庁内速報事案等の場合は庁内対応部署に通報するものとする。
- (2) 庁内担当部署又は庁内対応部署が報道機関から取材の申込みを受けた場合は、その旨を直ちに長官官房総務官付に通報するものとする。
- (3) 長官官房総務官付は、前2号の規定による通報を受けた場合には、内部部局等の担当部署（緊急事態等の場合）又は庁内対応部署（庁内速報事案等の場合）と密接に連携し、相互に協力するほか、大臣官房広報課及び関係する部署に対し、報道機関から取材又はその申込みがあった旨を直ちに通報し、必要な調整を行うものとする。
- (4) 報道機関からの取材には、報道の一貫性を確保するため、事故・事案認知機関においては課長級等以上、庁内対応部署においては課長の次席の者が対応することとする。その際、誤解が生じないように、速報（報告）のない事項や憶測又は推測による不用意な回答は厳に慎むものとする。
- (5) 前号において取材に対応した者は、取材対応の記録・結果については文書等により速やかに長官官房総務官宛てに送付するものとする。また、取材で回答した内容が新聞、テレビ等において報道された場合には、その内容も同様に送付するものとする。

7 その他

- (1) この通達に関して必要な細部事項については、長官官房総務官が、必要に応

じ別に定めるものとする。

- (2) 速報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合には、第3項から第6項までの手順によらないことができる。
- (3) この通達の実効性を確保していくため、必要な訓練を適切に実施するものとする。

官房長通知別紙（抜粋）

4 その他の事態

事態	内部部局の担当部署		
	勤務時間内	勤務時間外	
(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの	ア 左記の事項のうち、誘導武器（ミサイル）及びこれに付随する器材に関するもの	装備庁プロジェクト管理部事業監理官（誘導武器・統合装備担当）付	防衛省中央当直
	イ 左記の事項のうち、通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品に関するもの	装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）付	防衛省中央当直
	ウ 左記の事項のうち、艦船及びこれに付随する器材に関するもの	装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）付	防衛省中央当直
	エ 左記の事項のうち、航空機及び航空機搭載火器並びにこれに付随する器材に関するもの	装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）付	防衛省中央当直
	オ 左記の事項のうち、研究に関するもの	装備庁技術戦略部技術計画官付	防衛省中央当直
	カ 左記の事項のうち、衛生資材に関するもの	人事教育局衛生官付	防衛省中央当直
	キ 左記の事項のうち、アからカまでのいずれかに該当するか判断できない場合	装備庁装備政策部装備政策課	防衛省中央当直

緊急事態等の速報先

事態	担当部署
サービス事故であって社会的影響が大きいもの（殺人、強盗等）	長官官房人事官付
重大な秘密保全事故	装備政策部装備保全管理課
環境保全に関する事故（重大な人的・物的被害が生じるもの）で社会的影響が大きいもの	長官官房会計官付 施設管理環境保全室
重大なサイバー事案	長官官房総務官付 情報システム管理室
その他、付紙第1及び上記以外の事態で社会的影響が大きいもの	長官官房総務官付

緊急事態等に至らない事故・事案（庁内速報事案等）の速報先

1 防衛装備庁の職員・施設の事故・事案

事態	例	庁内対応部署
(1) 職員の死亡事故	病死、事故等	長官官房人事官付
(2) 職員の逮捕	窃盗、痴漢、傷害等	長官官房人事官付
(3) その他職員の非行事案	セクハラ、パワハラ等	長官官房人事官付
(4) 防衛装備庁内の火災等	研究所の火災、建物の倒壊等	長官官房会計官付 施設管理環境保全室
(5) 装備庁内のサイバー事案	ウイルス感染、サイバー攻撃等	長官官房総務官付 情報システム管理室
(6) 職員の文書管理上の事案	行政文書の誤廃棄等	長官官房総務官付
(7) 職員の保全事故	誤廃棄等	装備政策部装備保全管理課

2 契約関係の事故・事案

事故・事案	庁内対応部署
(1) 過大請求事案	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(2) 欠陥品の納入	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(3) 納入の遅延	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(4) 契約相手方の倒産	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(5) 官給品の亡失	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(6) 企業の情報漏洩	装備政策部装備保全管理課
(7) 訴訟の提起	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(8) 官製談合	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(9) 情報漏洩（仕様書、予算、契約情報等）	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室
(10) 便宜供与	当該装備品等を所掌する調達事業部の物別調達官付又は物別室

3 防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）のうち、社会的影響が大きくないもの

事故・事案	庁内対応部署
(1) 誘導武器（ミサイル）及びこれに付随する器材に関するもの	プロジェクト管理部事業監理官（誘導武器・統合装備担当）付
(2) 通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品に関するもの	プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）付
(3) 船舶及びこれに付随する器材に関するもの	プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）付
(4) 航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材に関するもの	プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）付
(5) 研究に関するもの	技術戦略部技術計画官付
(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当するか判断できない場合	装備政策部装備政策課

4 その他

事故・事案	庁内対応部署
その他、上記に該当しないもの	長官官房総務官付